

11月11日は「介護の日」

～いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう～

介護について考えてみませんか



今年も「介護の日」を迎えます。

いま、日本が「超高齢社会」といわれる中、本市でも市民のおよそ3人に1人が65歳以上の高齢者となっており、**約9,000人の方が要介護・要支援認定を受けています。**また、若くして病気などで介護を受けている方もいます。もし、自分が介護を受けることになったり、だれかを介護することになったとき、私たちはどうしたらよいのか。毎年この日を、介護を身近なものとして、家族で一緒に考える日にしてはいかがでしょうか。

変わりゆく介護の「かたち」

昔は、介護は「家庭（家族）の問題」という意識があり、家族みんなでお年寄りを見るのがごく当たり前のことでした。

しかし、長寿社会を迎え、寝たきりや認知症などの方の増加、介護の長期化など、介護の必要性や重要性が高まる一方で、核家族化や共働き家庭の増加などが進み、家族だけで介護することが困難な時代となり、介護保険制度が作られました。

介護保険制度 スタートから22年目

平成12年度から介護保険制度が始まり20年以上がたち、今では介護を必要とする方が安心して暮らすために欠かせない重要な制度となっています。

出来るだけ住み慣れた自宅で生活を続けたい、という願いを持つ方は多く、通所介護や訪問看護など、自宅で生活しながら受けられるサービスの種類も増えています。

しかし、要介護度が高くなるほど、在宅で介護する方の肉体的・精神的負担が増え、在宅介護が抱

えるさまざまな課題も浮かび上がります。

介護する方にも優しい社会へ

在宅での介護の課題として見られるのは、介護する方の高齢化。いわゆる「老老介護」と呼ばれ、今後増えていくことが予測されます。

また、全国的な傾向と同様に、市内の介護事業者に調査を行った結果、約6割から「介護職が不足している」との回答がありました。

市では、在宅で介護する方へのサポートに努めるとともに、県や事業者と連携し、介護に関する情報・介護の仕事の魅力発信や、介護人材の確保、介護の職場の環境整備に向けた支援などに取り組んでいます。

老いることは自然の成り行きで、誰も避けて通ることは出来ません。また、いつ介護が必要になるのかも、誰にも分かりません。介護に関する皆さんの理解を深めていただき、全ての人がいつまでも安心して暮らし続けられる社会の実現のために、今一度介護について考えてみませんか。

皆さんが気になる介護のことについて

Q & A 形式で一部をご紹介します！



介護保険課 橋本主事

Q どんな種類のサービスや施設があるの？

A 「通所系」、「訪問系」、「施設・居住系」の大きく3つに分けて紹介します。

- ①**通所系**…日中に通い過ごす場所。ご飯を食べたり、お風呂に入ったり、レクリエーションや運動などをします。
例) デイサービス、通所リハビリテーションなど
 - ②**訪問系**…自宅で受ける介護サービスです。
例) 訪問介護、訪問入浴、訪問看護など
 - ③**施設・居住系**…施設に入所、入居して介護サービスを受けます。
例) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、ショートステイ、グループホームなど
- *ほかに、上記3つのサービスを組み合わせ、自宅で暮らす高齢者の生活を支える「小規模多機能型居宅介護」や、日常生活の自立を助ける福祉用具のレンタル・購入費の支給、住宅改修費の支給などがあります。

Q 介護が必要になったら？



A 介護保険課または各支所で「要介護・要支援認定」の申請をします。また、希望すれば、お住まいの地域にある地域包括支援センターに申請を代行してもらえます。

申請後、市の調査員がご自宅などを訪問し、聞き取り調査を行います。

Q & A

Q 福祉用具について知りたいです

A 車いすや歩行器、手すりなど、福祉用具にはさまざまな種類があります。

利用すると、「一人で出来ることの幅」が広がり、日々の生活を支えてくれます。介護する方の負担も軽減されます。

茨城県介護実習・普及センター（水戸市）では、福祉用具についての相談、取扱業者などの紹介や情報提供を、電話（☎029-244-4425）やメールなどで行っています。また、福祉用具の展示もしていますので、実際に見たり、触れたり、試したりもできます。



茨城県介護実習・普及センターHP

*介護保険を使って福祉用具の利用を検討している方は、ケアマネジャーまたは介護保険課にご相談ください。

Q 「介護マーク」って何ですか？

A 介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくためのものです。



「介護しているのに他の人から気付かれにくく、誤解や偏見を持たれて困っている」という、介護家族の声から作られました。

外出先でこのマークを身に着けている方を見かけたら、温かく見守ってください。

*高齢福祉課、障害福祉課、各支所、地域包括支援センターで無料配布しています。

問合せ 介護保険課 内線 215